

○設楽町林業機械貸付要綱

平成26年 3月27日

告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林整備の促進及び間伐材の利用促進のため、森林整備を行う者に対し必要な林業機械を貸し付けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付機械等)

第2条 貸付けを行う林業機械は、次のとおりとする。

- (1) ポータブルウインチ
- (2) 薪割機
- (3) ウッドチップパー

(貸付対象者)

第3条 林業機械の貸付対象者は、次の各号に掲げるものであって、営利を目的としないものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 町内の森林ボランティア団体、自治会、団体等
- (2) 町内に住所を有する者

(申請手続)

第4条 林業機械を借り受けようとする者は、設楽町林業機械借受申請書(様式第1。以下「借受申請書」という。)により町長に申請しなければならない。

(貸付けの決定)

第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、貸付けの可否を決定し、設楽町林業機械貸付決定(却下)通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(貸付期間)

第6条 林業機械の貸付日及び返却日を含めた貸付期間は次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、貸付期間を変更することができる。

- (1) ポータブルウインチについては30日以内
- (2) 薪割機及びウッドチップパーについては15日以内

2 前項の規定に関わらず、返却日が設楽町の休日を定める条例(平成17年設楽町条例第3号)第1条第1項に規定する町の休日に該当する場合は、その翌日を返却日とす

る。

3 第1項の貸付期間は、他に借受けを希望する者がいない場合に限り、貸付期間を更新することができる。

4 前条の規定により貸付けの決定を受けた者(以下「借受人」という。)が貸付期間を更新しようとするときは、第4条の規定に準じて借受申請書を提出しなければならない。

(貸付料及び費用負担)

第7条 林業機械の貸付けに係る貸付料は、無料とする。ただし、林業機械の使用に係る消耗品費及び運搬費等その他諸費用は借受人の負担とする。

(借受人の遵守事項)

第8条 借受人は、林業機械の使用及び管理に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸付決定を受けた目的以外に使用しないこと。ただし、あらかじめ町長の承認を経たときはこの限りでない。
- (2) 営利を目的とする事業に使用しないこと。
- (3) 町外の土地及び町外から持ち込まれた樹木等に使用しないこと。
- (4) 善良な管理者の注意をもって適正に管理すること。
- (5) 破損及び汚損させないように適切に管理すること。
- (6) 紛失又は盗難のないよう適切に管理すること。
- (7) 第三者に転貸し、又は譲渡しないこと。
- (8) 原則として借受け及び返却は借受人自ら行うこと。
- (9) 提示される取扱説明書を確認し、それを遵守すること。
- (10) 林業機械の処理能力を超えて使用しないこと。
- (11) ヘルメット、ゴーグル、手袋、保護服等を着用するなど安全対策を徹底し、事故防止に努めること。
- (12) ウッドチップパーで粉碎した樹木等(以下「粉碎物」という。)は、土壌改良材等として有効利用し、廃棄物として排出しないこと。
- (13) 粉碎物等を違法に投棄しないこと。
- (14) 騒音及び粉碎物等の散乱等による周辺環境への影響に十分配慮すること。

(15) 返却前に林業機械を必ず清掃し、使用した燃料を補充すること。

(16) 林業機械の故障その他異常が発生したときは、直ちに使用を中止し、町長に報告の上、その指示に従うこと。

(17) 林業機械の使用により自己又は第三者に損害を与えたときは、借受人の費用と責任をもって処理し、速やかに町長へ報告すること。

(損害賠償の義務等)

第9条 借受人は、林業機械を滅失し、又は破損したときは、現状に回復する費用及び損害を賠償しなければならない。ただし、借受人の責任でない事由がある場合は、この限りでない。

(使用中止及び返還の命令)

第10条 町長は、借受人が次の各号に該当するときは、借受人に対し林業機械の使用の中止及び返還を命ずることができる。

(1) 虚偽又は不正の申請により貸付けを受けたことが判明したとき。

(2) この要綱に規定する事項に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、借受人に不相当と認められる行為があったとき。

(報告)

第11条 町長は必要があると認めるときは、借受人に対し林業機械の使用、保管及び清掃の状況並びに使用実績等について報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第22号)

(施行期日)

1 この要綱は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、第1条の規定による改正前の設楽町広報紙広告掲載に関する要綱、第2条の規定による改正前の設楽町しあわせまちづくり修学資金事務取扱要領、

第3条の規定による改正前の設楽町空き地・空き家仲介活用報奨金支給要綱、第4条の規定による改正前の設楽町家庭奉仕員派遣事業運営要綱、第5条の規定による改正前の設楽町紙おむつ等支給事業実施要綱、第6条の規定による改正前の設楽町緊急通報システム事業実施要綱、第7条の規定による改正前の設楽町一時保育事業実施要綱、第8条の規定による改正前の設楽町児童手当事務取扱要領、第9条の規定による改正前の設楽町母子家庭等家庭生活支援員派遣事業運営要綱、第10条の規定による改正前の設楽町次世代育成支援事業おむつ代支給要綱、第11条の規定による改正前の設楽町在宅老人短期介護(ショートステイ)事業実施要綱、第12条の規定による改正前の設楽町老人性白内障特殊眼鏡等購入費助成事業実施要綱、第13条の規定による改正前の設楽町老人入浴サービス事業実施要綱、第14条の規定による改正前の設楽町成年後見制度利用支援事業実施要綱、第15条の規定による改正前の設楽町地域活動支援センター事業実施要綱、第16条の規定による改正前の新城市児童発達支援施設の入所に関する実施要綱、第17条の規定による改正前の設楽町身体障害者デイサービス事業実施要綱、第18条の規定による改正前の設楽町福祉移送サービス事業実施要綱、第19条の規定による改正前の設楽町精神障害者居宅介護等事業実施要綱、第20条の規定による改正前の設楽町精神障害者短期入所事業実施要綱、第21条の規定による改正前の設楽町風しんワクチン接種費用助成事業実施要綱、第22条の規定による改正前の設楽町有害鳥獣捕獲機材貸付要綱、第23条の規定による改正前の設楽町林業機械貸付要綱、第24条の規定による改正前の設楽町道路維持管理用機材貸付要領及び第25条の規定による改正前の設楽町宅地分譲要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和7年12月25日告示第45号)

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

設楽町林業機械借受申請書

年 月 日

設 楽 町 長 殿

住 所
団 体 名
氏 名
電 話 ー

林業機械の貸付について、設楽町林業機械貸付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この申請により林業機械を借り受けた場合は、設楽町林業機械貸付要綱の規定を遵守します。

記

| | |
|-------|-------------------|
| 借受機械 | |
| 借受期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 使用場所 | 設楽町 字 |
| 管理責任者 | 住 所 設楽町 字 |
| | 氏 名 |

様式第2（第5条関係）

設楽町林業機械貸付決定（却下）通知書

年 月 日

様

設楽町長

年 月 日付けで申請のあった設楽町林業機械借受申請について、下記のとおり決定しましたので、設楽町林業機械貸付要綱第5条の規定により通知します。

| | |
|-------|------------------|
| 決定区分 | 許 可 ・ 却 下 |
| 却下の理由 | |
| 貸付機械 | |
| 貸付期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで |
| 使用場所 | 設楽町 字 |
| 管理責任者 | 住 所 設楽町 字 |
| | 氏 名 |